

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消 防 庁 救 急 企 画 室 長  
( 公 印 省 略 )

緊急度判定体系実証検証事業の委託に関する実施団体の募集について

平素より、救急行政の推進につきまして、御尽力いただき御礼申し上げます。

消防庁では、平成 23 年度社会全体で共有する緊急度判定（トリアージ）体系のあり方検討会において、家庭、電話救急相談、119 番通報、救急現場及び医療機関等の各段階で共有する緊急度判定体系を新たに構築することの必要性や救急医療の各ステージにおける具体的な活用方法等について、議論を重ねてきたところです。

本事業は、当該検討会で策定した家庭、電話相談、119 番通報及び救急現場の各段階における緊急度判定プロトコルを活用した緊急度判定体系の円滑な導入及び運用に資するため、平成 23 年度補正予算第 3 号の成立を受け、実証検証を実施するものです。

つきましては、下記のとおり、対象となる実施団体を募集いたしますので、貴職におかれましては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対して、周知されるようお願い申し上げます。

記

1 実証検証の概要

家庭、電話相談、119 番通報及び救急現場の各段階における緊急度判定プロトコルを活用した緊急度判定体系の円滑な導入及び運用に必要となる当該プロトコルの妥当性及びシステム整備における各種知見等を得るため、全国で 2 団体程度の地域において実証検証を実施するものです。

2 委託先

市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）

3 申請書の提出

(1) 申請期間

平成 24 年 4 月 23 日（月）～平成 24 年 5 月 15 日（火）17 時（必着）

(2) 申請方法

事業実施希望団体は、別添 1 「実施要領」に基づき、別記様式 1 「申請書」及び別記様式 2 「実施計画」を作成し、直接、消防庁救急企画室（早川事務官宛 [t3.hayakawa@soumu.go.jp](mailto:t3.hayakawa@soumu.go.jp)）までメール及び郵送で提出してください。

なお、本件の応募については、都道府県でのとりまとめは不要ですが、事業実施希望団体は、応募した旨を都道府県消防防災主管部に連絡してください。

連絡先 消防庁救急企画室  
日野原・伊藤・早川  
電話 03-5253-7529

番 号  
平成 年 月 日

消防庁救急企画室長 殿

実施希望団体代表者名 印

### 緊急度判定体系実証検証事業申請書

標記について、平成24年 4月〇〇日付消防救第〇〇〇号により、下記のとおり申請します。

#### 記

1 実施団体名

- ※ 事業を都道府県・区市町村（以下「地方公共団体」）の連携主体が行うものについては、
  - ① 当該事業を行う連携主体を構成するすべての地方公共団体等を列挙したもの
  - ② 本様式に従って申請書を提出する地方公共団体が、当該事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの

2 実施対象地域・対象人数

- ※ 実施する事業エリア・場所、対象人口等を記載すること  
(例) 〇〇県〇〇市〇〇地区、対象〇〇人

3 実施協力体制

- ※ 協力できる関係団体について記載すること

4 実施方法

- ※ 地域の実情に応じた実施方法等について、5行程度で記載すること

5 担当者連絡先

- (1) 所属
- (2) 氏名
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス

6 その他

- ※ 任意で記入すること

## 緊急度判定体系実証検証事業実施計画

### (1) 対象地域・対象人数

※ 実施するエリア・場所、対象人口等を記載すること。

(例) ○○県○○市○○地区、対象○○人

### (2) 実証検証実施体制

※ 実証検証実施体制について以下のとおり記載すること。なお、実施計画の記載においては、「平成 23 年度社会全体で共有する緊急度判定（トリアージ）体系のあり方検討会報告書」等関係資料を熟読し、本事業の趣旨を理解した上で、記載すること。

- ・ 本事業に取り組もうとした経緯・背景
- ・ 緊急度判定体系実証検証に伴う救急隊員・指令員の教育方法
- ・ 家庭自己判断ツールや救急電話相談事業を含め、緊急度判定体系実証検証における地域住民への周知方法
- ・ 緊急度判定体系実証検証における検証方法及び内容  
(収集するデータの主な項目としては、年齢、性別、相談内容（主訴・症状等）、緊急度判定結果、緊急度別現場到着時間、病院収容時間、搬送医療機関における診断名、主な処置内容、転帰、緊急度判定結果等である。)
- ・ 実証検証後の地域での取組
- ・ 地域独自の出動体制等

### (3) 事業費

※ 事業費総額を記載すること

また、詳細は、別添 2（委託費積算基準）に基づき、別紙（予算計画書）に記載すること

### (4) 検証協力体制

※ 協力できる関係団体について記載すること

### (5) その他

※ 任意で記入すること

## 予 算 計 画 書

実施主体名：  
 (単位：円。原則、千円未満は端数切捨。)

項 目 (例)		積算内容	金額 [円]	
I. 緊急度判定体系実証検証業務費<税込み>		例)		
1. 事務費	消耗品費	品名、単価、個数を記載。	**,***	
	印刷製本費	印刷・製本代	**,***	
	通信運搬費	回線使用料	**,***	
	旅費・報償費	旅費・報償費	**,***	
	借料・損料等	リース料            機器名    個数*期間を記載 *,***円×期間		**,***
		賃借料            品名    期間を記載 *,***円×期間		
		光熱水料		
	広報費	啓発広報費	**,***	
会議費	会議費	**,***		
雑役務費	雑役務費	**,***		
2. 賃金	雇い入れ者等賃金    **,***円×*人		**,***	
3. 備品費	備品名、単価×個数を記載		**,***	
4. 保険料			**,***	
直接経費<税込み>		小計	**,***	
II. 一般管理費<税込み>		直接経費の10%以内	**,***	
III. 総額<税込み>		I+II	**,***	

- (注1) I、IIの各項目については、消費税込みの額を記入願います。  
 (注2) 指導員の時間単価は、原則として総務省が別に定める労務費単価表を用いることとします。  
 標準単価表を用いない場合は、時間単価の根拠となる資料を添付願います。  
 (注3) 一般管理費は、原則として直接経費の10%以内とし、その根拠となる資料を添付願います。

## 緊急度判定体系実証検証事業実施要領

### 1 趣旨

消防庁では、平成 23 年度社会全体で共有する緊急度判定（トリアージ）体系のあり方検討会において、家庭、電話救急相談、119 番通報、救急現場及び医療機関等の各段階で共有する緊急度判定体系を新たに構築することの必要性や救急医療の各ステージにおける具体的な活用方法等について、議論を重ねてきたところである。

本事業は、当該検討会で策定した家庭、電話相談、119 番通報及び救急現場の各段階における緊急度判定プロトコルを活用した緊急度判定体系の円滑な導入及び運用に資するため、平成 23 年度補正予算第 3 号の成立を受け、実証検証を実施するものである。

### 2 概要

家庭、電話相談、119 番通報及び救急現場の各段階における緊急度判定プロトコルを活用した緊急度判定体系の円滑な導入及び運用に必要となる当該プロトコルの妥当性及びシステム整備における各種知見等を得るため、全国で 2 団体程度の地域において実証検証を実施する。

### 3 実施団体の要件

(1) 実施内容が、以下の要件を満たすこと。

ア 家庭、電話相談、119 番通報、救急現場の全ての段階もしくはいずれかの段階において、消防庁が示す各々の緊急度判定プロトコルを用いて実証検証すること。救急安心センター等の電話相談事業が整備されていない地域は、消防庁が設置する仮設電話相談事業を活用し、実証検証を行うこと。

また、既に独自のプロトコルを活用した電話相談事業を行っている場合においては、聴取したデータを緊急度判定プロトコルに当てはめてデータ分析することを許容する。

イ 実証検証の実施にあたり、以下の関係機関から協力が得られること。

i) 家庭自己判断

衛生主管部局、地域医療機関（二次医療機関、開業医等）、地域 MC 協議会、地域医師会

ii) 電話相談

衛生主管部局、地域医療機関（二次医療機関、開業医等）、地域 MC 協議会、地域医師会

- iii) 119 番通報  
地域 MC 協議会
  
- iv) 現場搬送  
衛生主管部局、地域医療機関（二次医療機関、開業医等）、地域 MC 協議会、  
地域医師会
  
- ウ 実証検証に際して、消防庁や指定業者との連携を密にし、最大限の協力が  
できること。
  
- エ 実証検証期間において、家庭、電話相談、119 番通報、救急現場の全ての  
段階もしくはいずれかの段階において、検証データを集計し、分析を行うこ  
とができること。
  
- オ 実証検証の実施に伴い、事前に家庭自己判断ツールや電話相談事業を地域  
住民へ十分に広報できること。
  
- カ 実証検証の実施に伴い、消防本部及び地域 MC 協議会において、救急隊員  
及び指令員へ十分な教育ができること。
  
- キ 域医療機関（二次医療機関、開業医等）に対し、本検証の主旨を説明し、  
医療機関データが収集できること。
  
- ク 実証検証結果について、公表することを了承できること。
  
- ケ 実証検証終了後、課題の抽出、対応策の検討等、検証を行う環境を整備で  
きること。

#### 4 業務内容

##### (1) 各種会議の参加・運営

- ア 消防庁の開催する会議へ参加すること。
- イ 定期的の実証検証地域における関係者会議を開催すること。

##### (2) 緊急度判定体系実証検証の準備作業

- ア 家庭自己判断ツールの HP 掲載、印刷製本及び配布（WEB、紙媒体）  
※家庭自己判断ツールは、消防庁から提供する。

- イ 救急隊員及び指令員に対する各段階におけるプロトコル及び運用方法の教育
- ウ 緊急度判定体系実証検証の地域住民への周知、広報
- エ 緊急度判定体系実証検証の関係機関への説明
- オ 住民への意識調査 ※調査方法は、消防庁から別途提示する。
- カ その他、実証検証準備に伴う作業

※ プロトコルソフトの開発・実証検証システムの構築は消防庁が業者委託するため、これを使用すること。

### (3) 緊急度判定体系実証検証

ア 各段階において、データ収集を行う。収集するデータの主な項目としては、年齢、性別、相談内容（主訴・症状等）、緊急度判定結果、緊急度別現場到着時間、病院収容時間、搬送医療機関における診断名、主な処置内容、転帰、緊急度判定結果等である。その他検証方法等詳細は、消防庁から別途指示する。

イ データ集計及び分析

ウ 実証検証における検証項目については、概ね次のとおり。その他検証方法等詳細は別途指示する。

- i) 各段階（家庭自己判断、電話相談、119番通報、現場搬送）のアルゴリズム及びプロトコルの妥当性
- ii) 各設備の整備体制、システム運用
- iii) 教育体制
- iv) 検証体制

エ その他実証検証に伴う作業

※ 消防庁がデータ集計・分析を業者委託するため、その業務への協力及び分析・修正箇所の検討等を主に行うこと。

### (4) 報告書の作成

実証検証の実績及び要した費用等を整理し、事業実績報告書を作成し、提出すること。

5 予算額 1団体あたり 10,000千円程度

## 6 申請手続

### (1) 申請書様式

- ア 緊急度判定体系実証検証事業申請書 【別記様式1】
- イ 緊急度判定体系実証検証事業実施計画 【別記様式2】

### (2) その他の補足資料

申請を補足する資料があれば、A4（様式自由）添付することができる。

### (3) 提出期間

平成24年4月23日（月）から平成24年5月15日（火）17時までに申請書類を提出すること。

### (4) 提出先・提出方法

事業実施希望団体は、申請書等を作成の上、直接、消防庁救急企画室（早川 [t3.hayakawa@soumu.go.jp](mailto:t3.hayakawa@soumu.go.jp)）宛に電子メール及び郵送にて提出すること。なお、本件の応募について、都道府県消防防災主管部（局）に応募した旨を連絡すること。

### (5) 問い合わせ先

〒100-8927 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

消防庁救急企画室（担当：伊藤、早川）

電話番号 03-5253-7529

FAX 番号 03-5253-7539

E-mail: [t3.hayakawa@soumu.go.jp](mailto:t3.hayakawa@soumu.go.jp)

## 7 実施団体の選定及び採択

### (1) 実施団体

概ね2団体程度

### (2) 実施団体の決定方法

本事業の目的、要件が満たされていることを確認し、外部の有識者等を構成員とした審査会を開催し、その結果を参考として、消防庁救急企画室において採択し決定する。

なお、審査に際しては、提案者からのヒアリングを実施する。



## 8 スケジュール（予定）

外部有識者による審査会、実施団体決定	平成 24 年 5 月下旬
決定通知の送付・契約の締結	平成 24 年 5 月下旬
実施期間（準備期間）	平成 24 年 5 月下旬～平成 24 年 9 月 30 日
実施期間（実証検証期間）	平成 24 年 10 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日
事業実績報告	平成 25 年 3 月上旬

## 9 納入成果物

### （1）報告書等

本事業の成果物として、下記のとおり作成し、提出すること。

ア 事業実績報告書 1 部

イ 上記アの報告書等を電子化したもの（CD-ROM）1 枚

ウ 本検証において作成した資料データ 1 式

### （2）納入先

消防庁救急企画室

### （3）納入期限 平成 25 年 3 月 8 日（金）

※ なお、スケジュールの変更に伴い、提出期限を変更することがあります。

## 緊急度判定体系実証検証 委託費積算基準

委託費の積算は、原則、以下のとおりとする。

- (1) 委託契約は「役務の提供」に該当し、消費税の課税対象となることから、直接経費、一般管理費を積算し、消費税額を加え委託費とする。
- (2) 実施計画書（予算計画書）の作成にあたっては、適切な積算根拠を示して積算を行わなければならない。  
また、実績報告書の作成にあたっては、支払いに関する証憑書類等が整備されていない場合は、原則、必要な費用としてこれを認めない。
- (3) 金額、単価、時間などに基づいて実際に支出した経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号））に準じ、原則、切り捨てとする。
- (4) 実施計画書の実行に係る経費以外は、必要な費用としてこれを認めない。  
なお、経費の積算の考え方は以下のとおりとする。

### 経費

経費を積算するにあたっては、下表の通り分類・整理するものとする。

ただし、事業に必要な資機材類は原則リースによるものとするが、必要と認められる場合は、購入することも可能である。

区分	経費区分	内容
緊急度判定体系実証検証業務費	事務費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、旅費・報償費、借料・損料等、広報費、会議費、雑役務費
	賃金	アルバイトの雇上費等
	備品費	備品購入にかかった経費
	保険料	保険にかかる経費

※ 一般管理費は、直接経費（再委託費を除く）に一般管理費率を乗じた額を上限とし、10%を上限とする。

一般管理費率は、直近年度の財務諸表である有価証券報告書に記載された「販売費及び一般管理費」のうち、原価計算科目上明らかに販売費とみられる科目を控除した額の「売上原価」に対する比率、または10%のいずれか低い率を上限とする。

※ 人件費は、原則、「人件費単価」に「従事時間」を乗じて算出する。

なお、以下の点に留意すること。

- ・人件費単価の根拠を明らかにすること。
- ・従事時間の根拠を明らかにすること。
- ・就労形態、人件費単価、残業時間、支給額に留意し計上すること。